

【Ⅱ 申請手続きについて】

問1 給付金の受給にはどのような手続きが必要ですか。どこに行けば申請ができますか。

- 申請者の事務負担及び感染症拡大防止に留意し、申請手続きを極力簡便なものとしします。
- 申請方法は、本市から受給権者（世帯主）あてに郵送された申請書類を返送する方式（郵送申請方式）またはマイナポータルからマイナンバーカードを活用して電子申請する方式（オンライン申請方式）が基本です。

問2 給付金を受け取るのは、誰になるのですか。

- 受給権者は、その方の属する世帯の世帯主です。

問3 申請書以外に準備すべき書類はありますか。

- それぞれの申請方式により以下の書類が必要となります。

（1）郵送申請方式

① 本人確認書類（世帯主の方のみ）

マイナンバーカード、運転免許証、健康保険被保険者証、年金手帳、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、在留カード、特別永住者証明書、パスポート、写真付き住民基本台帳カード、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、身体障がい者手帳等官公署発行の顔写真付き証明書、生活保護決定通知書（特別定額給付金の申請日から約3か月以内に発行されたもの）、休日・夜間等診療依頼証、等の写しをいずれかひとつ

※マイナンバーをお知らせした通知カード（顔写真なし）や住民票の写しは本人確認書類になりません。

② 振込先口座確認書類

「金融機関名・口座番号・口座名義人」が分かる通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面等の写しをいずれかひとつ

（2）オンライン申請方式（ご準備ください。）

- ・ 申請者（世帯主）のマイナンバーカード
- ・ スマートフォン、もしくはICカードリーダー付のパソコン
- ・ マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号

※署名用電子証明書用（英数字6～16桁）については5回、利用者証明用電子証

問4：世帯主以外の口座に給付金を振り込むことは可能ですか。また、世帯のうちの一部を別に給付を受けることはできますか。

受給権者は、その方の属する世帯の世帯主であり、原則として、世帯主名義の銀行口座に世帯員全員分が振り込まれます。

問5：2人で暮らしていますが、給付金の申請書が別々に届きました。どうして別々の申請書が届いたのでしょうか。

住民基本台帳に別世帯として登録されているからです。

問6：申請はいつまで受け付けてくれるのですか。

申請期間は8月25日(火)までです。

問7：世帯主が、身体が不自由で自分自身では申請ができない場合、どのように申請できますか。

世帯主に申請意思があれば、代筆してもらうことも可能です。それも困難な方は、代理人による申請も可能です。基準日（4月27日）時点で申請・受給者の属する世帯の世帯構成者や法定代理人、親族その他の平素から申請受給対象者本人の身の回りの世話をしている方等で市長が特に認める方による代理人申請が認められます。代理申請（受給）を行う場合は、委任状（申請書の委任欄への記入も含む）が必要です。また、代理人本人確認の写しも添付してください。

問8：申請者本人確認書類はどのようなものを用意すれば良いですか。

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、生活保護受給証明書等です。

なお、運転免許証と健康保険証の裏面にある臓器提供に関する意思表示の情報は必要ありませんので、コピー時に写りこまないようにしていただいても問題ありません。

問9：自宅にはポスト等がなく、受給申請書が届いたのか分かりません。メールで送ってもらえませんか。

詐欺防止のためメールでの送付はいたしません。郵便物の管理をお願いいたします。

問10：給付金申請手続きに関するメールが届いたが、このメールに返信して申請すればよいですか。

メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めることや、現金自動預払機（ATM）の操作をお願いすること、受給にあたり、手数料の振込みを求めることは絶対にありません。ご自宅や職場などに市や総務省などをかたった電話がかかってきたり、

《郵便番号》
《住所（1）》
《住所（2）》

《世帯主氏名》 様

貝塚

特別定額給付金（10万円/1人）申請に係る本人確認書類について

本市、特別定額給付金担当課より、5月11日に申請書が送付されましたが、本人確認書類として次に記載のものが必要となります。

運転免許証のコピー ・ マイナンバーカードのコピー ・ 健康保険証のコピー
介護保険証のコピー ・ 年金手帳のコピー



該当する本人確認書類が無い場合は、生活保護受給証明書の発行を行いますので、地区担当員へ電話連絡をお願いいたします。

また、特別定額給付金が支給された場合は、収入として認定しないこととなりましたので、併せてご連絡いたします。

なお、収入申告書の提出については、国からの通知があり次第、皆様へ別途案内をいたします。

不明な点があれば、地区担当員へご連絡をお願いいたします。

※貝塚市に住民票がない方は、住民票のある自治体の担当窓口へ本人確認書類の確認をしてください。

※新型コロナウイルスによる感染拡大防止の為、直接窓口にお越しいただくのではなく、原則電話連絡をお願いいたします。

【連絡先】
貝塚市福祉事務所 生活福祉課
担当：《地区担当員名》
TEL：072-433-7031（直通）